

# 学校法人愛知学院職務発明等規程

平成22年4月1日  
制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）の職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許権の対象となるものについては発明
- ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
- ハ 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
- ニ 育成者権の対象となるものについては育成
- ホ ノウハウを対象とするものについては案出

(2) 「職務発明等」とは、本学院が具体的に研究の遂行を業務として認定し、費用その他の支援をして行う研究等、又は本学院が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員等が行った発明等をいう。

(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権及び種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産価値があるものであって、本学院理事長（以下「理事長」という。）が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）

(4) 「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- イ 本学院役員

- ロ 本学院教育職員(客員・非常勤を含む。)
- ハ 本学院事務職員、医療職員、技能職員及び労務職員(嘱託・臨時職員を含む。)
- ニ 本学院との間で特定の研究等の成果である発明について、何らかの契約を交わしている愛知学院大学等の大学院生等

(5) 「出願等」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は種苗法等法令で定められた権利の取得又は維持のために必要な所定の手続きを行うことをいう。

(6) 「知的財産権の実施」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は種苗法等法令に定める実施行為をいう。

(権利の帰属)

第3条 本学院は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継する。ただし、理事長が知的財産権を承継しないことが適当と認める場合は、当該職務発明等を行った職員等に当該知的財産権の全部又は一部を帰属させることができる。

## 第2章 届出及び帰属の決定

(届出及び受理)

第4条 職員等は、発明等を行ったときは職務発明等届出書(様式1)を速やかに理事長に届け出なければならない。

(発明等の認定・承継及び出願等)

第5条 理事長は、前条第1項の規定による届出を受理したときは、第13条に規定する学校法人愛知学院発明審査委員会(以下「審査委員会」という。)に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の当否、本学院が承継するか否か及び本学院が承継する知的財産権の持分割合を決定する。

2 理事長は、前項の決定を行うに当たり当該職務発明等を行った職員等の意見を徴することができる。

3 理事長は、第1項の規定によって、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該届出をした職員等に書面で通知しなければならない。

4 理事長は、第1項の規定により職務発明等に係る権利を本学院が承継すると決定したときは、出願等を行うことができる。

(異議の申立て)

第6条 前条第3項による決定の通知を受けた職員等は、その決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に理事長に対して異議を申し立てることができる。

2 理事長は、前項の異議の申立てがあったときは、審査委員会の意見を徴したうえで、異議申し立ての当否を決定する。

3 理事長は前項の決定をしたときは、異議を申し立てた職員等及び審査委員会に通知する。

(任意譲渡)

第7条 職員等から届出のあった発明等について、理事長が職務発明等に該当しないと決定した場合に、当該職員等からその発明等に係る知的財産権を本学院に譲渡する旨の申し出があったときは、理事長は、審査委員会の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(譲渡書の提出)

第8条 職員等から届出のあった発明等に係る知的財産権について、本学院が承継すると決定したときは、当該職員等は所定の権利譲渡書(様式2)を理事長に提出しなければならない。前条の規定に基づき、知的財産権の承継が可とされた場合においても同様とする。

(制限行為)

第9条 発明等を行った職員等は、理事長がその発明等について職務発明等でないと決定し、職務発明等ではあるが、当該職務発明等に係る知的財産権を本学院が承継しないと決定した後でなければ、その発明等について出願等をし、又は発明等に係る知的財産権を第三者に譲渡してはならない。ただし、別段の定めがあるときはこの限りではない。

### 第3章 補償

(補償金の支払)

第10条 本学院は、第5条第4項の規定により出願等を行ったときは、当該知的財産権に係る発明等をした職員等に対し、別に定める内規により補償金を支払うものとする。

2 本学院は、その所有する知的財産権の実施若しくは処分により収益を得たときは、知的財産権に係る発明等をした職員等に対し、別に定める内規により補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第11条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する職員等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職又は死亡したときの補償)

第12条 第10条及び第11条の補償金を受ける権利は、当該権利に係わる職員等が転職又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する職員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

### 第4章 審査委員会

(設置)

第13条 理事長は、職務発明等に関する事項を審議するため、審査委員会を設置する。

(職務)

第14条 審査委員会は、次の事項を審議し、その結果を理事長に答申する。

- (1) 第4条第1項に規定する届出による発明等が、職務発明等に該当するか否かの審査
- (2) 当該職務発明等の技術的評価
- (3) 知的財産権を出願し得る要件を具備しているか否かの審査
- (4) 補償金の支払いについての審査

2 審査委員会は、必要に応じ当該職員等からヒアリングを行うことができる。

(構成)

第15条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総務局長、財務局長
  - (2) 研究支援課長
  - (3) 理事長が指名する教員若干名
- 2 審査委員会に委員長を置き、総務局長をもって充てる。
- 3 委員の任期は、第14条に規定する審査をもって終了する。ただし、第6条及び第7条に規定する申し立て等があった場合は継続することができる。
- 4 委員長は必要に応じ学外の有識者を委員会に出席させ、意見等を聞くことができる。

## 第5章 雑則

(秘密の保持)

第16条 発明等を行った職員等及びその発明等の内容を知り得た職員等は、当該発明等の内容等について、理事長が必要と認める期間その秘密を守らなければならない。ただし、本学院と職員等が合意の上公表する場合及びこれらの者の責に寄らずして公知となった場合はこの限りではない。

(退職後の取扱い)

第17条 職員等が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(外国出願の取扱い)

第18条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関してもこれを準用する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学内理事の承認を経て理事長が行う。

(事務)

第20条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する事務は、大学事務局事務部研究支援課において行う。

(雑則)

第21条 この規程の定めるもののほか、職務発明等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、適用日前に行われた発明等については、この規程を適用しない。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 職務発明等届出書

平成 年 月 日

学校法人愛知学院  
理事長 中野 重哉 殿

所属学部  
職名氏名  
(署名又は記名押印)

学校法人愛知学院職務発明等規程第4条に則り、下記の職務発明等に関し、届け出ます。

## 記

## 1. 発明等の名称

2. 発明等の要旨（明確かつ簡潔に記載、必要がある場合は、図面及びその図面の簡単な説明を添付）  
〔従来技術〕（従来知られているもの、特許公報や文献に記載されている構造、機能などの簡単な説明を記載する。また、その特許公報の番号、文献の名称（巻、号、ページ）を記載して下さい。）

---

---

---

---

---

〔課題〕（それらの問題点（欠点）は？ それらの問題点はなぜ起きるのですか。理由を簡潔に記載して下さい。）

---

---

---

---

〔解決手段〕（前記の問題点を解決した手段（方法、装置等）を記載してください。あれば説明図（図面）を添付して下さい。）

---

---

---

---

〔効果〕（解決手段によってどういう技術的効果（メリット）が得られますか。 Ex. プロセスをどのように簡略化、また効率（収率）等、数値的な優位性データがあれば記載（添付）して下さい。）

---

---

---

---

3. 発明等をした者（所属学部、職名、氏名等）

（発明等をした者が複数いる場合は、発明をした者の貢献の割合（%）も記入。今後、発明審査委員会のヒアリング、審査請求の問い合わせ先等、窓口となる人の氏名の前に「代表」と記入して下さい。）

---

---

---

---

4. 研究経費、使用した施設・設備及びその他の支援

(1) 使用した主な研究経費

本学の研究経費及び外部資金（共同研究経費、受託研究費、科学研究費、奨学寄附金、その他（ ））を使用した。（共同研究経費による場合は、当該共同研究名及び相手方を記入）

---

---

---

本学の研究経費を使用していない。（本学の研究経費以外に使用した資金があれば、その具体的内容を記入下さい。）

(2) 使用した施設・設備

本学の管理する施設・設備を利用した。

（その具体的内容： \_\_\_\_\_）

使用していない。

(3) その他に受けた支援等

あり。（具体的内容： \_\_\_\_\_）

なし。

5. 発明等の発表内容

未発表

（発表の予定がある場合は、発表予定年月日と発表学会名等を記載すること。）

---

---

---

発表済

（発表年月日及び発表学会名等を記載し、参考資料があれば添付すること。）

6. 緊急な出願等を必要とするか。

必要とする。（その理由及び出願希望時期を記載すること。）

---

---

---

必要としない。

■ 届出書受理欄

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

学校法人愛知学院  
理事長 中野 重哉 殿

所属学部  
職名氏名  
(署名又は記名押印)

わたくしこと、下記の職務発明等に関し、当該知的財産権の全てを学校法人愛知学院に譲渡しますので、よろしくお願ひいたします。

職務発明等の名称

---

---

---

---